

吹田市W（ダブル）リボンマーク使用要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市のW（ダブル）リボンマーク（以下「リボンマーク」という。）の適切な使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（リボンマークの図柄）

第2条 リボンマークの図柄は、別図に示すとおりとする。

（リボンマークに関する権利）

第3条 リボンマークに関する著作権（Wリボンマーク 第35437号の1）及び商標権（登録第5555332号）は、本市に帰属するものとする。

2 市長は、無断でリボンマークを使用している者又は使用しようとしている者に対し、使用の停止及びリボンマークを用いて作成された物品等の回収を求める等の措置を講ずることができる。

（使用承認の申請等）

第4条 リボンマークを使用しようとする者は、あらかじめ、吹田市W（ダブル）リボンマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の企画書
- (2) 図柄の使用形態を示す見本等
- (3) 団体等の概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（使用の承認等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (1) 本市及びリボンマークの信用又は品位の失墜に至るおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれのある場合
- (4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク又は意匠として使用されるおそれがある場合
- (5) 責任の所在、商品の販売ルート、景品の頒布先、広報の実施先等が明らかでない場合
- (6) 立体物で、リボンマークを表現したものと認められない場合
- (7) その他第三者に不利益を与えるおそれがある場合

2 市長は、前項の規定により使用の承認をするときは吹田市W（ダブル）リボンマーク使用承認通知書（様式第2号）により、使用の承認をしないときは吹田市W（ダブル）リボンマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、使用の承認をするときは、これに必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 リボンマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) リボンマークの図柄として定められたデザイン及び色彩（指定色（D I C 1 2 1 及びD I C 1 4 9）又は単色）を正しく使用すること。
- (3) リボンマークの図柄を変形し、若しくは一部分のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。ただし、事前に本市と協議の上、承認を受けた場合を除く。
- (4) リボンマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) リボンマークを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
- (6) リボンマークを用いて作成した商品等（提出することが困難であるときは、その写真等）を提出すること。

(使用料)

第7条 リボンマークの使用に係る使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 リボンマークを使用できる期間は、使用の承認を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の期間の満了後において、引き続きリボンマークを使用しようとする場合において、その内容に変更がない場合に限り同一の条件で1年間更新し、以後も同様とする。

(使用内容の変更)

第9条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用内容について変更しようとするときは、直ちに市長へ申し出て、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者がこの要領及び承認の内容に違反していると認めたときは、使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に基づき作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 承認を取り消されたことにより使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(報告)

第11条 使用者は、使用期間を終了したときは、その翌月の末日までに、吹田市W（ダブル）リボンマーク使用報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、リボンマークの使用状況を報告しなければならない。

(使用の非独占性等)

第12条 この要領に基づく使用承認は、使用者がリボンマークを独占して使用する権利を付与したもの、かつ、使用者及びその事業、商品等について本市が推奨するものと解してはならない。

(経費等の負担)

第13条 本市は、この要領による使用の承認の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 本市は、リボンマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、リボンマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 使用者は、リボンマークの使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(使用承認の状況等の公開)

第15条 市長は、リボンマークの使用促進を図る観点から、その使用承認の状況等を公開することができる。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、リボンマークの使用に関し必要な事項は、市民部長（部長の担当事務に関する専決権を有する者を含む）が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

様式第1号

吹田市W（ダブル）リボンマーク使用承認申請書

年 月 日

吹田市長あて

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

吹田市W（ダブル）リボンマークの使用承認を次のとおり申請します。
なお、申請にあたり、吹田市W（ダブル）リボンマーク使用要領を遵守します。

使用目的 (事業、イベント等)	
使用品等 (分類、名称)	<input type="checkbox"/> 商品（グッズ） <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> パンフレット等の印刷物 <input type="checkbox"/> その他 名 称：
使用品の詳細	※使用箇所、規格、販売価格（税込み）、製造予定数、販売場所、販売先等について 詳細を記入してください。（別紙で添付も可）
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
連絡先 (担当者、電話番号等)	

(注) 次の資料を作成し添付してください。

- (1) 事業の企画書
- (2) 図柄の使用形態を示す見本等
- (3) 団体等の概要書
- (4) その他 ()

吹田市W（ダブル）リボンマーク使用承認通知書

様

吹田市長

年 月 日付けで、申請のありました吹田市W（ダブル）リボンマークの使用承認申請について、下記により承認します。

使用目的 (事業、イベント等)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用品等	
商品等の使用に関する 承認番号	リボンマーク 吹田市承認第 号

使用上の遵守事項

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) リボンマークの図柄として定められたデザイン及び色彩（指定色又は単色）を正しく使用すること。
- (3) リボンマークの図柄を変形し、若しくは一部分のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。ただし、事前に本市と協議の上、承認を受けた場合を除く。
- (4) リボンマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) リボンマークを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
- (6) リボンマークを事業、商品等に用いる場合にあつては、本市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
- (7) リボンマークを用いて作成した商品等（提出することが困難であるときは、その写真等）を提出すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

吹田市W（ダブル）リボンマーク使用不承認通知書

様

吹田市長

年 月 日付けで、申請のありました吹田市W（ダブル）リボンマークの使用承認申請について、次の理由により承認できませんので通知します。

申請内容	
不承認の理由	

吹田市W（ダブル）リボンマーク使用報告書

吹田市長あて

報告者 所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

吹田市W（ダブル）リボンマークの使用状況について、次のとおり報告します。

事業の名称	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
印刷物、商品等使用数量	
事業等の成果	

添付資料

※使用物（ちらし、ポスター等）

※記録写真・使用形態の写真等あれば添付

(別紙)

吹田市W（ダブル）リボンマーク図柄一覧

吹田市W（ダブル）リボンマーク使用要領第2条に規定するリボンマークの図柄は次のとおりです。

(1)



(2)



(3)



「W（ダブル）リボンバッジ」は、女性に対する暴力の根絶をめざす取り組みのシンボルであるパープルリボンと、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、デザインしたシンボルバッジです。

※ ※ ※

家庭や学校、地域など社会全体に、女性や子どもに対する暴力防止への、深い理解と関心が広がり、被害にあっていない人に「あなたはひとりではない」というメッセージが届くようにとの願いが込められています。

